

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療政策課

1 改正内容

常勤役員（理事長、副理事長）の賞与の支給月数を 0.05 月分引上げ

	改正前	改正後	摘要
6 月期	1.50 月	1.50 月	増減なし
12 月期	1.75 月	1.80 月	0.05 月分増額
計	3.25 月	3.30 月	0.05 月分増額

2 改正の理由

賞与については、県の特別職の職員の給与に関する条例第 4 条の 2 に規定されている期末手当の支給月数と同様の支給月数で規定している。

今回は、県の特別職の期末手当の年間支給月数が引き上げられたことを踏まえ、役員賞与支給月数の改正を行った。

3 施行日

令和 4 年 12 月 1 日

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員報酬等)

第 48 条

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。

3 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第 49 条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。